第六条の二十四の八第四項第十五号	住民票の写し	住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。第十六号から第二十号までにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
第六条の二十四の八第四項第十六号	法第七条第五項第四号イからルまで	法第十四条第五項第二号イからへまで
第六条の二十四の八第四項第十七号	住民票の写し	住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
第六条の二十四の八第四項第十七号、第十八号、第十九号及び第二十号	法第七条第五項第四号リ	法第十四条第五項第二号ハ
第六条の二十四の九第一項第一号	住民票の写し	住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
第六条の二十四の九第三項第一号及び第二号		

第十二条の十二の二十二　（略）

一・二　（略）

三　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第十七条第一項の規定に基づき、同法第二条に規定する特定有害廃棄物等である廃棄物の輸入を命じられた者（当該廃棄物を輸入する場合に限る。）

四・五　（略）

六　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第十四条第一項及び第十五条第一項の認定を受けた者（これらの認定に係る廃棄物を輸入しようとする場合に限る。）

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項の規定による届出に関する省令の一部改正）

第二条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項の規定による届出に関する省令（平成十三年環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
1　（略） 2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 一～九　（略）	1　（略） 2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 一～九　（略）

（新規）	（新規）	（新規）
第六条の二十四の八第四項第十六号	法第七条第五項第四号イからヌまで	法第十四条第五項第二号イからへまで
（新規）	（新規）	（新規）
（新規）	（新規）	（新規）
第六条の二十四の九第一項第一号	法第七条第五項第四号チ	法第十四条第五項第二号ハ
（新規）	（新規）	（新規）

第十二条の十二の二十二　（略）

一・二　（略）

三　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第十四条第一項の規定に基づき、同法第二条に規定する特定有害廃棄物等である廃棄物の輸入を命じられた者（当該廃棄物を輸入する場合に限る。）

四・五　（略）

六　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第十四条第一項及び第十五条第一項の認定を受けた者（これらの認定に係る廃棄物を輸入しようとする場合に限る。）